

療養のご案内 新型コロナウイルス感染症と診断された方※へ



※以下の①～④のどれにも当てはまらない方へ、富山県から医療機関に依頼して配布しております。

- ①65歳以上の方、②入院が必要な方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要
または新型コロナにかかったことで新たに酸素投与が必要な方、④妊娠中の方

様	診断日 令和 年 月 日
診断した医療機関	

- ★本紙は療養中の受診時などに必要となる場合がありますので保管してください(再交付はしません)。
★厚生センターや富山市保健所からの連絡はありませんので、以下にご注意して、療養をお願いします。(検温等の健康観察はご自身でお願いします。)

★感染から療養解除までのながれ、自宅療養中の注意事項について、
県のホームページ(右の二次元コード)でご確認をお願いします。



1 健康に不安がある場合や症状がひどくなった場合の対応

○富山県健康フォローアップセンター(24時間、休日も対応)にご相談ください。

電話番号：0120-934-952

○受診が必要となった場合は、かかりつけ医や診療・検査医療機関に事前連絡の上、受診をお願いします。受診・相談センター076-444-4691(24時間、休日も対応)

2 療養期間 終了の連絡は行いませんので、療養期間が終了すれば通常の生活にお戻りください。

(1) 有症状の方

発症日を0日とし、7日間経過し、かつ症状軽快※後24時間経過した時点で療養終了。

※ 解熱剤を使用せずに解熱し、せき等が残っていても悪化していない状態を指します。

(2) 無症状の方

検体採取日を0日とし、7日間を経過した時点で療養終了。ただし、5日目にご自身で準備した検査キットなどで陰性の場合、5日目で療養終了。

注：有症状の方は10日間、無症状の方は7日間が経過するまでは感染リスクが残るため、高齢者等との接触や高齢者施設などへの不要不急の訪問、会食等は避け、感染予防行動の徹底をお願いします。

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
有症状の方	発症日	療養期間							療養解除
							この日までに症状軽快		
無症状の方 ※1	検体採取日	療養期間							療養解除
							※2		

※1 無症状の方が療養期間中に発症した場合は、改めて発症日を「0日」として7日間の療養となります

※2 5日目に検査キットで陰性の場合、6日目から外出可能となります

3 濃厚接触者について

陽性者との最終接触日または家庭内で感染対策(部屋を分ける、マスク着用、消毒等)を始めた日の翌日から原則5日間の自宅待機をお願いします。症状発症時は、原則、かかりつけ医や診療検査医療機関に事前連絡の上、受診をお願いします。

※なお、療養証明書は県及び富山市保健所では発行していません。